

HOKKAIDO WOOD ロゴマーク等使用の手引き

HOKKAIDO WOOD ロゴマーク及びキャッチフレーズ（「木の質は、森の質。」）は、道産木材製品を広くPRし、販路拡大を図るためのものであり、その使用に当たっては、次の事項に基づいた取り扱いをお願いします。

※この手引きは「HOKKAIDO WOOD ロゴマーク等使用取扱規程」（以下「規程」という。）に基づき作成しています。

1. 使用対象者

道産木材製品を取り扱う又は道産木材製品の販路拡大に賛同する企業、団体、個人など

2. 道産木材製品の定義

道産木材製品とは、北海道の森林で産出された原料をその一部又は全部に用いて、道内で加工された製品とします。

3. ロゴマークの基本デザイン

ロゴマークの基本デザイン及びパターンは別添「HOKKAIDO WOOD グラフィックマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりです。

4. 使用するための手続き

○ HOKKAIDO WOOD ロゴマークを使用する場合は、使用開始希望日の2週間前までにホームページの「ロゴマーク使用届出フォーム」より届出してください。

<届出方法>

①HOKKAIDO WOOD ホームページにアクセス

<https://hokkaidowood.com/>

②「ロゴマーク使用届出フォーム」より必要事項を記入して送信

※届出内容を変更する場合は、変更の旨をその都度、協議会事務局に電話又はメールで申し出てください。

<協議会事務局> 北海道木材産業協同組合連合会

電話 011-251-0683 E-mail doumokuren@woodplaza.or.jp

※キャッチフレーズ「木の質は、森の質。」の使用については届出を要しません。ただし、ロゴマークのパターンとしてデザインされたもの（D1～D3 タイプ）を使用する際は届出が必要です。

○ 届出の内容が規程等に不適合な場合は、使用開始希望日の前日までに通知します。不適合の通知がない場合、使用開始希望日から無償でロゴマークを使用できます。

○ ロゴマークの使用状況を把握する必要があるため、使用開始後は、ロゴマークの使用状況を写真等により協議会に報告してください。

○ 次の場合は、届出は必要ありません。

- ・道産木材製品販路拡大協議会（以下「協議会」という。）が使用する場合。
- ・協議会の構成員が道産木材製品のPRのために使用する場合。ただし、営利事業に使用する場合を除く。
- ・個人が、北海道又は道産木材製品に関する非営利の情報発信に使用する場合。（個人の名刺、SNSなど）
- ・報道機関が報道のために使用する場合。
- ・このほか、協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める場合。

5. 使用基準

- ロゴマーク及びキャッチフレーズは、道産木材製品の販路拡大を図り、広くPRすることを目的に使用してください。

＜使用例＞

- ・道産木材製品やパッケージ
- ・企業・団体等が作成するチラシ、パンフレット、ポスターなど
- ・ホームページ、SNS、名刺などでの情報発信

- 次の場合は、ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用できません。
 - ・北海道、道産木材製品、協議会、又はその構成員の信用、品位やイメージを損なうと認められる場合。
 - ・使用者固有の商標であるとの誤解を与えると認められる場合。
 - ・消費者の利益を害すると認められる場合。
 - ・特定の政治的、思想的又は宗教的活動に利用されると認められる場合。
 - ・法令や公序良俗に反すると認められる場合。
 - ・規程、本手引き、及びマニュアルに適合していないと認められる場合。
 - ・このほか、会長が適当でないとして認めた場合。

6. 使用の際の留意事項

- ロゴマーク及びキャッチフレーズは、商品の品質やサービス等の内容を保証したり、協議会の推奨品であることを示したりするものではありません。
- ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。
 - ・規程、本手引き、及びマニュアルの規定に従って使用すること。
 - ・ロゴマークは定められたパターンから使用するデザインを選択するものとし、その一部のみを使用や、定められた余白を設けずに他の図形や文字と組み合わせて使用しないこと。
 - ・ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する際は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。
 - ・道産木材製品のイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上に努めること。
- ロゴマークを各規定に反して使用し、協議会から使用方法の遵守や使用の停止を求められた場合は、使用者は速やかにその指示に従うこととします。